

特許庁委託事業「産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業」(2019年度)

商標権に係るエンフォースメントの日米比較 損害賠償と刑事罰を中心に  
いただいたご質問への回答

金子敏哉

1. 最後のあたりで、アメリカにおいては、商標の刑事罰においても州法の役割が大きく、ニューヨーク州だけでも連邦法による実績よりも多いという御報告がございました。他の特徴的な州における刑法罰の適用状況について、ご存知でしたらいくつご紹介いただけないでしょうか。または、参考になる資料やサイトなどをご存知でしたら教えていただけると幸いです。

(回答)

ご質問ありがとうございます。

米国の州法における商標に係る刑事罰等の概要については Jeremy M. Wilson et al., *Product Counterfeiting Legislation in the United States: A Review and Assessment of Characteristics, Remedies, and Penalties*, 106 J. Crim. L. & Criminology 521 (2016)が詳しくまとめられており、その運用の実態については Kari Kammel et al., *The Crime of Product Counterfeiting: A Legal Analysis of the Usage of State-Level Statutes*, 18 Chi.-Kent J. Intel. Prop. 125 (2019)による調査があります。私の報告もこの Kammel らの論文(以下 Kammel(2019))のデータに基づくものです(いずれの論文もウェブ上でアクセスすることができます)。

Kammel(2019)では、2006年から2015年の25の州(部分的な情報が入手できたのみの州も含む)における有罪宣告数(合計 5256)が紹介されています。同論文 136 頁で紹介されている上位 7 州の有罪宣告数(上記期間の合計)と各州の 2010 年時点の人口・GDP をまとめたものが以下の表です。

	有罪宣告数	人口	GDP (million\$)
ニューヨーク	3117	19,378,102	1,213,946.9
ペンシルバニア	528	12,702,379	599,312.8
ロードアイランド	195	1,052,567	49,571.8
イリノイ	167	12,830,632	662,637.8
ジョージア	156	9,687,653	416,883.8
フロリダ	144	18,801,310	737,791.1
ニュージャージー	143	8,791,894	495,149

上位7州以外では、ノースダコタ・ハワイ・バーモント(有罪宣告数は0)と州名不明(テキサスとカリフォルニアは含まない)の14州(有罪宣告数はそれぞれ1,3,6,7,12,28,37,41,69,73,74,74,103,103)となっています(同137頁のFigure4を参照)。

以上のデータが示すように、州によるばらつきが非常に大きく、ニューヨーク州の宣告数が突出していることが特徴です。背景としては、模倣品取引の件数が大きいこと・権利者側企業の拠点も存在すること、あるいは政策的な取り締まりなど様々な要因が推測されますが今回の調査ではニューヨーク州の運用実態までは明らかにすることができませんでした。またKammel(2019)では、特に人口と経済規模の大きい州であるカリフォルニア州・テキサス州の具体的な訴追人数・有罪宣告数が明らかではない点に留保する必要があります(ただ上訴事件の件数からかなりの数の刑事訴追があることを同論文は推測しています)。

また上記の表で二位に位置するペンシルバニア州では、Commonwealth v. Omar, 602 Pa. 595 (2009)によって、州の刑法典の商標偽造に関する文言が、過度に広範なものであり(多数意見は、条文の文言について商標を使用する行為全般を処罰対象とするものであり、企業に対する抗議活動の際のプラカードへの表示等も規制対象とするものであると解釈しました)、合衆国憲法修正第1条に違反し無効であると判断されています(その後同条文は改正されました)。

2. 実際に回収できるかどうかについて、日米における傾向等、分かっている範囲で教えてくださいませんか？

ご質問ありがとうございました。

日本・米国とも、商標関係事件の損害賠償請求を認容した判決について、実際にどの程度損害賠償金を回収できているのかについての具体的なデータを得ることはできませんでした。またこの点についての先行研究の有無についても十分調べることはできていません。

米国の欠席判決で高額な損害賠償金の支払いが命じられている事件については、米国の商標法を専門とする研究者の意見を聞いたところ実際に回収されている金額はわずかであるとのコメントを得ました。

米国の裁判例の記録からは、当事者の一部について破産手続きに伴う中断がされている事案が少なからず存在しました。

米国の欠席判決事件については、終局判決において(偽造品の取引に用いられていた)PayPalの口座等からの回収についての判示をするものも見られ、若干の金額は回収できている事案もあるようでした。ただ高額な法定損害賠償の全額(例えばMCDD事例の最頻値の200万ドル全額)を回収できる事案はほとんどないように推測されます。

日米の損害賠償額の実際の回収可能性、またおよそ当該被告からは回収することが不可能と思われるような高額な損害賠償を求める訴訟の意義については今後の検討課題とさせ

ていただきたいと思います。